平成18年度　　第1号

藪塚台地だより

水土里ネット（みどり）藪塚台地
水と台地と人のかけ橋

組合員及び面積の動向		
	組合員数	882 名
	賦課面積	530.0 ha

（平成18年４月１日現在）

新庁舎藪塚台地土地改良区事務所

組織機構

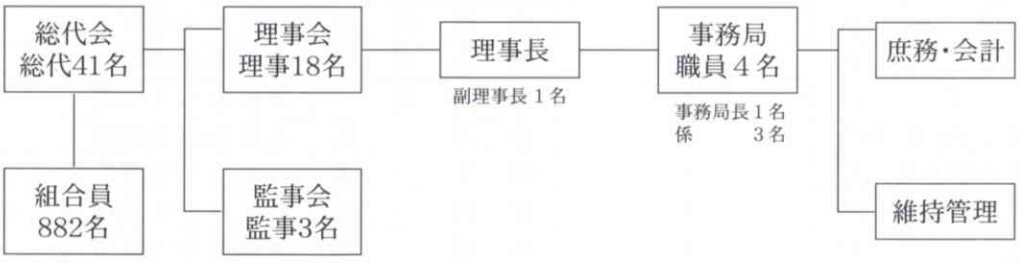

藪塚台地土地改良区

理事長あいさつ

藪塚台地土地改良区

理事長　久保田一男

藪塚台地だよりを発刊するにあたりごあいさつ申し上げます。

組合員の皆様方には益々ご健勝にてご活躍のことと拝察いたします。

平素改良区の運営、事業の推進にご指導、ご協力をいただきありがとうございます。

改良区事務所用地の取得、新築については旧藪塚本町当局を始め前役員（理事、監事）の格段のご支援、ご協力を賜り平成17年3月完成しました。関係者の方々に改めて感謝申しあげます。

去る3月23日第31回通常総代会が開催され、定款、規程の一部改正、平成17年度一般会計、特別会計の補正予算。平成18年度一般会計。特別会計収支予算等15議案を提案し全議案可決承認されました。役員を代表して厚くお礼申しあげます。

近年、漏水事故が多発しており、平成18年度事業計画では緊急事業として、西野地区（5－B）本管移設工事の事業採択と県補助金の決定をいただきましたので早期事業着工で施工いたします。

また、当改良区施設（パイプライン等）全般について老朽化が進んでおり年次補修計画を立て整備して参りたいと考えております。

今後共尚一層のご支援ご協力をお願い申しあげあいさつとさせていただきます。

藪塚台地土地改良区役員名簿

任期　平成16年４月１日
　　平成20年３月31日

地区名	役職名	氏名
大久保三区	理事長	久保田　一男
寺下	副理事長	遠坂　隆
大原三区	庶務担当理事	伊藤　仁
西ケ原	会計担当理事	松井　敏雄
中原	工事管理担当理事	上山　幸雄
三島	理事	須永　梯之助
西野	〃	藤生　武
新星	〃	狩野　實
大原上区	〃	田中　康一
大原五区	〃	塩野　勝重
大原七区	〃	橋本　岩男
六千石	〃	吉田　晄一
太田（西長岡）	〃	金井　久
みどり市（阿左美二区）	〃	藤生　一間
みどり市（阿左美三区）	〃	岩野　一夫
東村	〃	本橋　三郎
太田市	〃	清水　聖義
杉塚一区	総括監事	半田　壽男
山之神	監事	伊藤　良一
みどり市（阿左美二区）	〃	佐藤　清一

第31回 通常総代会の開催

平成18年３月23日藪塚台地土地改良区会議室に於いて、第31回通常総代会が開催され、総代41名中29名が出席し、役員及び来賓として東部農業事務所農村整備課長さんをはじめ関係機関の方々のご臨席をいただき、審議の結果下記の15議案が原案どおり可決承認されました。

〔総代会提出議案〕

第１号議案　藪塚台地土地改良区定款の一部改正について
第２号議案　役員総代報酬及び実費弁償支給規程の一部改正について
第３号議案　藪塚台地土地改良区報償金交付規程の一部改正について
第４号議案　経常賦課金の改正について
第５号議案　藪塚台地土地改良区施設補修費について
第６号議案　藪塚台地土地改良区手数料徴収規程の一部改正について
第７号議案　平成17年度一般会計収支予算の補正（案）について
第８号議案　平成17年度特別会計（農地転用決済金）収支予算の補正（案）について
第９号議案　平成17年度特別会計（畑かん施設移設工事）収支予算の補正（案）について
第10号議案　平成18年度賦課金・施設補修費の徴収時期及び方法について
第11号議案　平成18年度地区除外に伴う決済金について
第12号議案　一時借入金の借入限度額及び借入方法について
第13号議案　平成18年度一般会計収支予算（案）について
第14号議案　平成18年度特別会計（農地転用決済金）収支予算（案）について
第15号議案　平成18年度特別会計（畑かん施設移設工事）収支予算（案）について

第31回通常総代会で改正された主な事項

・役員総代の費用弁償5,000円を3,000円に改正
・経常賦課金の改正

畑（地積割）	1,000㎡当たり	3,500円
ヤマトイモ畑（地積割）	1,000㎡当たり	7,000円
ハウス（実測面積）	1,000㎡当たり	14,000円
・施設補修費1,000㎡当たり	1,000円（１㎡当たり１円）	

施設の老朽化に伴いパイプライン等施設の補修費を積み立てるもの

※今回の改正は平成７年以来です。

平成18年度一般会計予算
（原案可決）

収　入　180,512,000円
支　出　180,512,000円

収　入	予　算　額	支　出	予　算　額
1. 組　合　費	35,550,000円	1. 事　務　費	18,526,000円
2. 財　産　収　入	6,000円	2. 選　挙　費	3,000円
3. 補　助　金	102,581,000円	3. 事　務　所　費	759,000円
4. 受　託　費	239,000円	4. 財　産　費	6,490,000円
5. 繰　入　金	37,525,000円	5. 維　持　管　理　費	27,383,000円
6. 借　入　金	0円	6. 事　業　費	302,000円
7. 雑　収　入	1,611,000円	7. 研　修　費	324,000円
8. 繰　越　金	3,000,000円	8. 負　担　金	4,500,000円
		9. 借　入　金	98,924,000円
		10. 諸　費	609,000円
		11. 利　子　繰　出　金	0円
		12. 管理体制整備費	19,692,000円
		13. 予　備　費	3,000,000円
収　入　合　計	180,512,000円	支　出　合　計	180,512,000円

第31回　総代会（平成18年3月23日）

総　代　名　簿

任期 ― 平成16年5月21日～平成20年5月20日

番号	地区名	氏名	番号	地区名	氏名
1	寺下	周藤　一成	21	大原四区	篠塚　久男
2	杉塚一区	藤田　晃男	22	大原五区	松井　信之
3	杉塚二区	小島　潤一	23	大原六区	稲垣正太郎
4	中原	遠坂　修一	24	〃	金子　久夫
5	〃	平石　正	25	大原七区	柳澤　修一
6	台	小林　道雄	26	〃	船戸　照夫
7	滝之入	桐生　順市	27	百石	前原　正
8	湯之入	植木　義弘	28	六千石	熊倉　隆史
9	三島	室田　修一	29	大久保一区	瀬戸　利夫
10	西野	藤生　省一	30	大久保二区	松永　綾夫
11	〃	藤生　潔	31	大久保三区	石原　正樹
12	山之神	吉田　章男	32	西ヶ原	伊藤　修
13	〃	伊藤　修一	33	新星	前原　武司
14	大原上区	下山　和男	34	寄合	植木　宏
15	大原一区	武井　章	35	笠懸町（阿左美二区）	久保田七郎
16	〃	須藤　幸雄	36	笠懸町（阿左美三区）	藤生　定雄
17	大原二区	清水　茂男	37	笠懸町（久宮）	松村　治雄
18	〃	後藤　保夫	38	太田市	須藤　和幸
19	大原三区	伊藤　直次	39	太田市（西長岡）	津久井秋尾
20	大原四区	原田　芳朗	40	新田町	田村　勇夫
			41	東村	中里　幸夫

平成18年度農地転用決済金について

●転用によって残った農地が土地改良施設費等の負担を負うことになります。
そこで、負担の公平を図るため、土地改良法により、農地転用した場合は、決済金を納めていただくことになっています。

●決済金の額については、年々維持管理費の増大に伴い増額する傾向にあります。したがって転用された農地について、転用手続きが遅れると負担する金額が大きくなる場合がありますので、必ず改良区へ届け出てください。

決済金

経常決済金（畑地かんがい）　1㎡当たり　342円
基盤整備決済金（区画整理）　1㎡当たり　160円

農地転用決済金は転用する組合員に賦課されます。
決済金を支払いませんと組合費が賦課されます。
公共事業（国県市）の用地として転用される農地についても決済金が賦課されます。必ず届け出をしてください。

（例）公共事業用地については北関東自動車道（本線、測道）調節池、県道大原～境三ツ木線、農地防災水路等です。

賦課金の納期内完納にご協力ください。

経常賦課金の納期限は

平成18年 7月31日 です。

※口座振替納付の方は指定金融機関口座の残高を確認願います。

◎組合員資格等に変更があった場合は必ず届け出をしてください！

※改良区へ届出のない場合は、売買・貸借などがあっても資格は変更されません。
賦課金は、そのまま現資格者に賦課されますので、ご注意ください。

こんな場合は、資格（賦課金を支払う方）異動を届け出てください。

- 農地の売買・贈与・賃貸借・交換などをした場合。
- 農業者年金受給のため経営移譲した場合。
- 生前贈与または、組合員死亡により名義変更した場合。
- 組合員の住所が、変わった場合。など、資格（賦課金を支払う方）に変更があったとき。

◇休日、祝日の漏水等事故処理について事故等が発生した場合
改良区（0277-78-5695）へ連絡して下さい。担当者が対応します。
修繕は下記工事店が行います。

(有)大原設備	自宅	78-4971	FAX 78-4980
(有)山本水道工業	自宅	78-5131	FAX 78-5592
和田設備工事(株)	自宅	78-4429	FAX 78-6950

給水栓の開閉については、ゆっくり開けて、ゆっくり閉めるようご協力をお願いします。「急激な開閉は漏水事故の元」です。

畑かん施設の事故防止について
最近給水栓等の破損事故が多発しています。継手腐食によるバルブ飛散事故等が二次災害のもとです。バルブ等の漏水異常を見かけたときは改良区へ連絡をお願いします。

畑かん散水による公道通行者への迷惑事例が発生しております。
「訴訟問題」になりかねませんので特に注意して下さい。

改良区に関する各種届出その他わからない事
ご意見ご要望等ありましたらご相談下さい。

群馬県太田市藪塚町1867番地7　TEL 0277-78-5695
藪塚台地土地改良区　FAX 0277-78-5636